

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額と贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	タケク上水道拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	タケク上水道拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	41,000千円 H27.9.30まで	H25.2.15 ビエンチヤンで (同日)	日本側 横田順子在ラオス大使 ラオス側 フンクアート・サソムサットク外務副大臣	H25.3.5 62号
ラオス	小水力発電計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	小水力発電計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,775,000千円 H28.12.31まで	H25.3.26 ビエンチヤンで (同日)	日本側 横田順子在ラオス大使 ラオス側 トソルン・シーヌリット副首相兼外務大臣	H25.4.16 141号
ラオス	南部地域保健サービスネットワーク強化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	南部地域保健サービスネットワーク強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	741,000千円 H26.3.31まで	H25.3.26 ビエンチヤンで (同日)	日本側 横田順子在ラオス大使 ラオス側 トソルン・シーヌリット副首相兼外務大臣	H25.4.16 142号
ラオス	次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	533,000千円 H28.11.30まで	H25.3.26 ビエンチヤンで (同日)	日本側 横田順子在ラオス大使 ラオス側 トソルン・シーヌリット副首相兼外務大臣	H25.4.16 143号
ラオス	タケク上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	タケク上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,643,000千円 H30.12.31まで	H25.5.23 東京で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 ラオス側 スリット副首相兼外務大臣	H25.6.12 202号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	250,000千円 H30.12.31まで	H25.5.23 東京で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 ラオス側 トソルン・シーヌリット副首相兼外務大臣	H25.6.12 203号
ラオス	国道十六B号線セコン橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	国道十六B号線セコン橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	84,000千円 H28.7.31まで	H25.12.15 東京で (同日)	日本側 岸野博之在ラオス大使 ラオス側 アルンケオ・キッタイクン外務副大臣	H26.1.17 18号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	地方開発と貧困削減のための不 発弾除去の加速化計画のための 贈与に関する日本国政府とラオ ス人民民主共和国政府との間の 交換公文	地方開発と貧困削減のための不 発弾除去の加速化計画の実施に 必要な生産物及び役務を購入 するための資金の贈与	864,000千円 -----	H25.12.15 東京で (同日)	日本側 岸野博之在ラオス 大使 アルンケオ・キ ツテイケン外務副大臣	H26.1.17 19号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。